

この本の使い方

読者に大学（中学・高校も）受験経験があればご存じであろうが、国語にしても数学にしても、実力をつけるためには、文法や公式を教科書で読んで憶えるだけではなく、問題を実際に繰り返し解き、間違いを繰り返しながら、知識の正確性を高めるとともにその使い方を定着させることが必要である。難易度についても、教科書に載っているような基本事項から出発し、次第にステップアップして、受験レベルに到達する。


このことは、読者が学ぶ法律学においても異ならない。一夜漬けで勉強するようなことが論外であることは当然として、期末試験、法科大学院入試、司法試験などのゴールをクリアするためには、教科書に掲載されているような基礎知識を実際に使い、何度も間違い、その都度考え方を確認して定着させ、ステップアップしていくことが必要となる。他方、大学においては、高校までとは異なり、教室では（一般的に）知識・考え方のインプットを目的とした講義が行われ、アウトプットのトレーニングは学生に委ねられているし、学部レベルの学生に適切な、基礎レベルに焦点を当てた演習書は不足している。それ故に、講義を聴いたり教科書を読むというインプットの量に比べアウトプットが不足し、勉強量のわりに、十分な実力を身につけられていない学生が多い。

本書は、このような著者陣の問題意識から、講義を聴いたり教科書を読んだ後に、基礎的なトレーニングを積むことを目的として執筆した演習書（問題集）である。本書は、山登りになぞらえ、初級＝Hiking、中級＝Trekking、上級＝Climbingの問題で構成される。本書には、類書に比べて、以下の特徴があり、これを説明することが、本書の使用手法となる。

① 条文中心の「ドリル」に見られる、徹底的な基礎修得

上記の問題意識からわかるように、判例を中心とした事例問題のような、期末試験クラスの問題だけではなく、そのレベルに至るまでに必要な、よりベーシックな問題を意識的に収録している。また、類書にない特徴として、シュート練習や数学のドリルに相当する、基礎的かつ単純作業に近い問題も複数収録している。このような性質の問題は、主として条文検索・操作に関する問題で

ある。

たとえば、読者は、教科書に「……責任を負う（429条1項）」と書かれているときに会社法429条1項をチェックすることは、教科書を読みながら行っているだろう。しかし、試験の場では、これとは逆に、条文から思考し、解答を導くことが、特に法科大学院入学以降、司法試験までは欠かせない。そして、条文検索・操作の能力は、何度教科書類を読んでも身につくものではないため、本書は、意図的にこの能力を高めるよう問題を作成している。これらの問題は、主として初級（組織再編など一部は中級）の問題として設定されているが、スポーツにおいてシュートの練習をしたり、数学において公式の知識を繰り返し確認するのと同様に、本書で最も重要な問題であり、知識が定着するまで何度も繰り返し、忘れないように定期的に確認してほしい。そして、本書を卒業し、発展的な演習書に挑戦する段階になっても、定期的に、の問題を解き、条文検索・操作能力を維持してほしい。条文は頭で憶えるものではなく、手を使い体が反応するレベルまで反復継続し、結果として六法を皺だらけにする痕跡を残すべきものである。

もちろん、条文関係の問題以外も複数収録しているが、本書を貫く思想は共通し、判例をベースにする問題にせよ、会社法の仕組みを問う問題にせよ、一種のドリルとして、しつこく繰り返すべきことを繰り返させる。頭の中にある知識で解答が浮かび、簡単であるというレベルで終わらせず、実際に条文を引いて答えを用意してほしい。問に対して正しいことが言えても、条文に依拠したものでなければ、会社法の解答としては正解ではない。

② 『会社法』(LEGAL QUEST)・『商法判例集』との連携

また、本書の特徴は、読者が『会社法』(LEGAL QUEST, 以下LQと略す)と『商法判例集』を利用していることを前提に、解説においてこれらとの徹底的な連携を意図していることにある。このことは、該当頁を示すというにとどまらず、問題の解説のうち、LQを読めば済むところは完全にそちらに委ねる一方、LQを読むだけでは読者の理解が不十分になりがちと考えるところについて、著者陣は踏み込んだ解説を行っている。

もちろん、本書は、他の教科書や判例集と併用しても、①で示した教育目的との関係で力を発揮する。いくつかの初級の問題は、どの教科書よりも読者に

わかりやすく基礎を説明している。

③ ゴールを意識した明快な解説

無難な解説や、著者の独自の考えを開陳する解説では読者の利益にならないと考え、解説はできるだけ通説・判例をベースにした、大勢が依拠できるものとする一方で、著者陣は、必要に応じて、教室では使えても、教科書や論文では使えないような過激な／砕けた表現を使って理解が困難なところを解説したり、学生の実力を評価する側が求める能力とそのポイントを可能な限り言語化したり、試験での戦略を意図して読者が到達すべきゴールを理解できるように解説を執筆した。それゆえに、教科書以上に平易な解説を行ったり、読者の手抜きやミスを見透かした一言を入れたり、現実的な答案作成上の割り切りについても言及している。

このように、無難かつ正確であるが、奥歯に物が挟まったような解説を行うのではなく、教育上必要と考えることを会社法を学ぶ全ての読者に率直に伝えるよう、何度も協議を重ね、解説を執筆した。

④ 実績・経験に基づく要求水準

これらの踏み込んだ試みは、著者陣の教育経験を十分に反映したものである。著者陣は、現在所属する大学のみならず複数の大学の学部・法科大学院で教育経験があり、様々な層の学生の理想と現実を見ている。これらの大学で、学部生をどのように鍛え上げて法科大学院に進学させ、進学してきた法科大学院生をどのように司法試験レベルに鍛え上げているかは、その実績が示している。

本書は、これらの大学で、教育の実働部隊である中堅層の教員が、教育効果を高めるためにお互いの考えをすりあわせて執筆したものであり、どのような大学に通う学生にとっても、このレベルはクリアしなければいけないというラインと、このレベルで学生が苦勞するというラインを見ることができ、自分の実力を客観視する材料になろう。

—————それでは、トレーニングを始めよう。

執筆者紹介

く ぼ だい さく
久保大作

大阪大学大学院高等司法研究科教授

東京大学法学部卒業，東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（博士（法学）），中央大学法学部専任講師，同准教授，大阪大学大学院法学研究科准教授，同高等司法研究科准教授を経て，2017年より現職。

もり
森 まどか

中京大学法学部教授

名古屋大学法学部卒業，名古屋大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了，米国 UC バークレー・ロースクール LL.M.（法学修士）課程修了（フルブライト奨学生），神戸学院大学法学部専任講師，同助教授，同准教授，中京大学法学部准教授を経て，2012年より現職。

さかさき もと ひろ
榊 素寛

神戸大学大学院法学研究科教授

東京大学法学部卒業，東京大学大学院法学政治学研究科助手，神戸大学大学院法学研究科助教授，同准教授を経て，2015年より現職。

まつ なか まなぶ
松 中 学

名古屋大学大学院法学研究科准教授

大阪大学法学部卒業，大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了（法学修士），同博士後期課程中退，同助教，新潟大学法学部准教授を経て，2010年より現職。

目 次

この本の使い方 i



Stage 1 Hiking

No.1	設立手続	3
No.2	変態設立事項	10
No.3	募集設立	15
No.4	株主平等原則・利益供与	19
No.5	種類株式	23
No.6	株式の譲渡制限・株式の譲渡方法	31
No.7	株主総会の招集・株主提案権	38
No.8	株主総会の議事・説明義務	42
No.9	株主総会決議の瑕疵	49
No.10	取締役の報酬の変更	54
No.11	取締役と取締役会の権限	57
No.12	競業取引	64
No.13	取締役の会社に対する責任	69
No.14	監視義務	75
No.15	株主による監督権限の行使	79
No.16	監査役	83
No.17	指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社	89
No.18	計算書類の作成・監査・承認	101
No.19	資本金・準備金・剰余金の額	108
No.20	分配可能額の算定、剰余金の配当	119

No.21	自己の株式の取得手続	125
No.22	新株発行の仕組みと手続	132
No.23	新株予約権の仕組みと発行手続	139
No.24	社債の仕組みと手続	146
No.25	合併，事業譲渡と会社分割，株式交換・株式移転の仕組み	153



Stage 2 *Trekking*

No.1	出資の履行の仮装（預合い・見せ金）	167
No.2	開業準備行為	172
No.3	発起人等の責任	177
No.4	利益供与	181
No.5	株式の譲渡制限・株式の譲渡方法	188
No.6	振替株式	194
No.7	議決権の代理行使・書面投票	204
No.8	取締役と取締役会の権限	213
No.9	利益相反取引	222
No.10	経営判断と取締役の責任	230
No.11	内部統制	238
No.12	会計帳簿閲覧請求権	244
No.13	剰余金の配当が違法であった場合の責任	249
No.14	有利発行・不公正発行	256
No.15	合併の手続	264
No.16	組織再編の手続（事業譲渡・新設分割）	272
No.17	組織再編の手続（株式買取請求権と債権者異議手続）	279
No.18	株主総会決議の瑕疵と組織再編の効力	286



Stage 3 Climbing

- No.1 株主総会決議の瑕疵 293
 No.2 違法な自己株式の取得とその効力 295
 No.3 詐害的公司分割 297
 No.4 閉鎖会社の内紛 302
 No.5 全員出席総会、および429条の責任 304
 No.6 利益相反のある組織再編 308

At the Peak—あるいは、あとがきに代えて 313

事項索引 316

判例索引 320

執筆分担

- 久保大作 Stage 1 : No.1~3, 18~21 Stage 2 : No.1~3, 12, 13
 Stage 3 : No.2, 5
 森まどか Stage 1 : No.24, 25 Stage 2 : No.15~17
 神 素寛 この本の使い方
 Stage 1 : No.4, 7, 9, 10, 12~16
 Stage 2 : No.4, 9, 11, 18 Stage 3 : No.1, 4
 松中 学 Stage 1 : No.5, 6, 8, 11, 17, 22, 23
 Stage 2 : No.5~8, 10, 14 Stage 3 : No.3, 6

凡 例

1 法令・判例の記載

会社法については、原則として条文番号のみを引用し、その他の法令については、引用箇所では法令名またはその略称を示しています。

民法については原則として平成 29 年改正後の条文を引用しました（施行は 2020 年 4 月 1 日）。

2 文献略語


(1) 判例集

民 録	大審院民事判決録	判 夕	判例タイムズ
民 集	最高裁判所民事判例集	金 判	金融・商事判例
下民集	下級裁判所民事裁判例集	金 法	金融法務事情
判 時	判例時報	資料商事	資料版商事法務

(2) 書籍・雑誌

L Q	伊藤靖史 = 大杉謙一 = 田中亘 = 松井秀征『会社法』（有斐閣 LEGAL QUEST, 第 4 版, 2018 年）
商 判	山下友信 = 神田秀樹『高法判例集』（有斐閣, 第 7 版, 2017 年）
V M	落合誠一編・中東正文 = 久保田安彦 = 田中亘 = 後藤元 = 得津晶著『会社法 Visual Materials』（有斐閣, 2011 年）
江 頭	江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣, 第 7 版, 2017 年）
百 選	岩原紳作 = 神作裕之 = 藤田友敬編『会社法判例百選』（有斐閣, 第 3 版, 2016 年）

3 条文がっつりマーク

六法で条文を引くことが特に重要な問題には、六法マーク  を付しています。このマークがついている問題には、①六法を引くことで条文の位置を確認することが目的の問題、②条文を適切に検索し操作することが解答のカギとなる問題、があります。



No.6 株式の譲渡制限・株式の譲渡方法



必要な条文を示した上で、次の問いに答えよ。

問1 甲株式会社（株券発行会社，非公開会社，非取締役会設置会社，種類株式は発行していない）の株主 A は，持株を売却したいと考えている。現在のところ，買手候補は B しか見つからないが，A はとにかく甲株式を換金したいと考えている。

- (1) A が B に甲株式を譲渡する際の手続を説明せよ。
- (2) A がお金に困って，(1)の手続をとらずに B に株券を交付し，B は A に代金を交付したとする。B は甲社に譲渡承認を求めることができるか。できるとしたら，どのようにして求めるのか。
- (3) 甲社が A による B への株式譲渡を承認を拒むにはどのような手続が必要か説明せよ。なお，甲社がこの株式を買い取るものとする。
- (4) (3)で，A と甲社が買取価格について折り合わない場合は，どうすればよいか。
- (5) (3)で，甲社ではなく，甲社の株主 C が A の持株をすべて買い取ることにしたい場合は，手続はどのように変わるか。
- (6) 甲社が譲渡を承認しなくても，A による譲渡等承認請求が承認されたとみなされるのはどのような場合か。

問2 A は甲株式会社（公開会社，種類株式は発行していない）の株主である。A は甲株式を B に譲渡しようとしている。甲社が非株券発行会社（ただし，甲社の株式は振替株式ではない）である場合と株券発行会社である場合のそれぞれについて，下記の点について説明せよ。

- (1) 当事者間で有効に譲渡をなすために必要な行為
- (2) A の債権者 C がこの株式を差し押さえようとしている場合に，C に対して B が自分のものであると主張するために会社法上，必要な行為
- (3) B が甲社に対して株主総会に出席する権利を主張するのに必要な行為

問3 甲社は株式会社，A は甲社の株主名簿上の株主である。次の各ケース

でBが甲社に名義書換を求めるにはどのような行為が必要か。

- (1) 甲社は非株券発行会社であり、発行する株式に譲渡制限は付されていない。A・Bは、Aの有する甲株式を代金100万円でBに売却することを合意し、Bは代金を支払った。
- (2) (1)のケースで、甲社が株券発行会社であり、AはBに株券を交付した場合かどうか。
- (3) 甲社は非株券発行会社であり、発行する株式に譲渡制限は付されていない。Bは、「Aの保有する甲株式を代金100万円でBに譲渡するとA・Bで合意し、代金を支払った」と主張するが、Aはそれを否定している。
- (4) 甲社は非株券発行会社であり、発行する株式に譲渡制限は付されていない。Aが死亡し、BはAの唯一の相続人である。
- (5) (1)のケースで、甲社が非公開会社である場合かどうか。
- (6) (5)のケースで、BがAから譲渡によって取得したのではなく、相続によって取得した場合はどうか。

解説

1 譲渡制限（問1）

問1では、甲社は**非公開会社**なので、その発行する株式はすべて（現に発行している株式だけではなく、発行しうる株式すべて）譲渡制限株式である（2条5号の反対解釈）。そして、**譲渡制限株式**とは、譲渡による取得につき、会社の承認が必要である旨を定款に定めている株式である（2条17号）。そこで、AがBに株式を譲渡し、Bが甲社に対して株主であることを主張するには、136条以下の手続に従い、会社の承認を受ける必要がある。また、会社が譲渡を承認しない場合でも、譲渡の当事者は、会社自身か買取人と指定された者（指定買取人。140条4項かっこ書）に株式を買い取るように求めることができる。これは、譲渡制限株式の株主でも退出することを可能にするためである。

なお、譲渡制限株式を会社の承認なく譲渡した場合でも、当事者間では有効である（最判昭和48年6月15日民集27巻6号700頁〔商判I-35〕〔百選18〕）。譲渡制限が意味を持つのは会社との関係であり、承認がない限り議決権などの権利を会社に主張できない状態を作り出しているといえる。

(1) **手続の流れ** 以下では、譲渡承認の手続の流れを説明する。

① Aは136条・138条1号に基づいて、甲社に対して譲渡を承認するように請求する。小問(1)では、売却する株式の数（138条1号イ）、Bの氏名（同号ロ）、および承認しない場合は会社または指定買取人が買い取ることを請求する旨（同号ハ）を会社に示す（VM42頁【資料Ⅲ-12】参照）。なお、AがBに株式を譲渡する際には、株券を交付する必要がある（128条1項）。

② **譲渡等承認請求**（譲渡人だけでなく譲受人からの承認請求も含む概念。138条柱書かっこ書）は、譲り受けた者から行うこともできる（137条1項）。この場合、株式を譲り受けたと称する者が勝手に譲渡等承認請求を行うことがないように、株主名簿上の株主（またはその一般承継人。ここではA）と譲受人（B）が共同して行うのが原則であるが、株券発行会社の場合は、Bは株券を甲社に提示して、単独で譲渡等承認請求を行うこともできる（同条2項、会社則24条2項1号）（小問(2)）。

③ 次に、会社が承認するかどうかを決定し、譲渡等承認請求者に通知する（139条1項2項）。会社による承認は、原則として、非取締役会設置会社では株

主総会、取締役会設置会社では取締役会の決議による（同条1項）。甲社は非取締役会設置会社なので、株主総会で承認しないことを決め、Aに通知する（小問(3)）。

④ また、甲社は、Aの買取先指定請求に対応する必要がある。会社が買い取るには、株主総会でその旨および株式数を決定する（140条1項ないし3項、特別決議。309条2項1号）（指定買取人が買い取る場合は140条5項。詳細は後述(2)参照）。次に、買い取る者（会社か指定買取人か）および買取数を譲渡等承認請求者に通知する（141条1項・142条1項）。この際、会社・指定買取人は1株あたりの純資産額×株式数を供託し、供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない（141条2項・142条2項）。

小問(3)では、甲社が買い取るため、Aの議決権行使を排除した上で、甲社が買い取る旨および株式数を決定する旨を株主総会で決議する（140条1項2項）。そして、甲社がAに、甲社が買い取る旨、および株式数（ここではAの譲渡したい株式全部）を通知し（141条1項）、供託を証する書面を交付する（同条2項）。他方、甲社は株券発行会社なので、Aは譲渡等承認請求にかかる株券を供託し、その旨を甲社に通知する（同条3項）。これを怠った場合は、甲社は買取りの通知によって一度成立した売買契約でも解除できる（同条4項）。

⑤ 甲社の買取りの通知によって、甲社・Aの間に売買契約が成立し、その後はAは甲社の承諾がないと請求を撤回できない（143条）。この時点では未定の売買価格は、当事者の協議によって決められる（144条1項）が、当事者は買取りの通知があった日から20日以内に裁判所に価格決定を申し立てることもできる（同条2項）（小問(4)）。裁判所は、甲社の資産状態を含む一切の事情を考慮して価格を決定する（同条3項）が、恣意的に行うのではなく、合理的な裁量に基づいて、様々な閉鎖会社株式の評価手法から、当該事案に即した手法を採用することになる（具体例として、例えば、東京高決平成元年5月23日判時1318号125頁、東京高決平成20年4月4日判タ1284号273頁）。

当事者の協議にしる、裁判所の決定にしる、売買価格は供託された純資産価格を超えることもありうる。会社または指定買取人が超過分を支払わない場合には、譲渡等承認請求者は売買契約を解除することができる（民541条本文）。

なお、会社による買取りは自己株式の取得の一種であり、財源規制に服する（461条1項1号）。これに違反する買取りの効果には議論があるが、対価を交付

された株主および買取りの職務を行った業務執行者は、対価全額に相当する金銭を会社に支払う義務を負う（462条1項柱書）。また、業務執行者については欠損填補責任も定められている（465条1項1号）。

(2) **指定買取人による買取り**（小問(5)） 譲渡等承認請求を承認しない場合、会社ではなく指定買取人が買い取ることもできる（140条4項）。指定買取人による買取りには財源規制がかからず、支配権を持つ株主に株式を集められるなど会社による買取りとは異なるニーズに応えられる側面がある。会社が買い取る場合と基本的には同様の規律がなされているが、重要な差異もあるので注意が必要である。

指定買取人が買い取る場合、買取人と買い取る株式数は取締役会設置会社であれば取締役会、非取締役会設置会社であれば株主総会で決める（140条5項）。小問(5)の甲社は非取締役会設置会社であるため、株主総会で決める。なお、会社が一部を、残りを指定買取人が買い取ることもできるし、全部を指定買取人が買い取ることもできる（ただし、合計が譲渡承認にかかる株式数を下回することは認められないと解される）。決定がなされたら、指定買取人（C）は譲渡不承認の通知から10日以内に、指定買取人として指定された旨および買い取る株式の種類・数（Aの持株すべて）を譲渡等承認請求者（A）に通知する（142条1項・145条2号）。

(3) **承認をしたとみなされる場合** 会社や指定買取人が、一定期間内に譲渡等承認請求者に対する法定の通知（ひいてはそのための判断）をしない場合——例えば、ずるずると引き延ばしている場合——や、株式を買い取ると決めたにもかかわらず対価を支払わない場合は、譲渡等承認請求が承認されたものとみなすのが145条である。

まず、会社が承認しないにもかかわらず、譲渡等承認請求の日から2週間以内にその旨の通知（139条2項）をしないときである（145条1号）。次に、会社が株式を買い取るのであれば、この不承認の通知から40日以内に買取りの通知（141条1項）をしないと、譲渡を承認したとみなされる（145条2号）。指定買取人が買い取る場合、不承認の通知から（40日ではなく）10日以内である（同号かっこ書）。会社による買取りについては常に株主総会決議が必要なため、期間が長く設定されている（LQ96頁参照。非取締役会設置会社では指定買取人による買取りでも株主総会決議が必要なため、取締役会設置会社のみで意味のある違いであ

る)。また、これらの通知に際して、会社または指定買取人が供託を証する書面を交付しない場合も同様である（145条3号、会社則26条1号2号）。さらに、会社・指定買取人が、対価のうち供託した純資産価格を超える部分を支払わず、売買契約が解除された場合も、承認があったものとみなされる（145条3号、会社則26条3号）。

2 株式の譲渡方法（問2）

(1) **当事者間で必要な行為** 株券を発行していない会社の株式は、形がない権利である。株券がある場合と異なり、当事者間の譲渡について会社法は特に定めを置いていないため、振替株式以外の非株券発行会社の株式は、民法の一般原則に従って意思表示のみで譲渡することになる（振替株式については社債、株式等の振替に関する法律によって規律される。「振替株式〔Stage 2-6〕」参照）。他方、小問(1)で甲社が株券発行会社の場合、Aが株券をBに交付することは、甲社との関係だけではなく、A・B間の有効な譲渡にも必要となる（128条1項）。

(2) **第三者に対する対抗要件** 非株券発行会社の場合、株券という手がかかりがない。そこで、株主名簿への記載が、会社だけではなく第三者に対抗する要件となっている（130条1項）。そのため、小問(2)で甲社が非株券発行会社の場合、BがCに対抗するには、甲社に名義書換を請求する必要がある。

他方、株券発行会社の場合、第三者に対抗するのに株主名簿への記載は必要ない（130条2項）。そのため、小問(2)で甲社が株券発行会社であれば、BはCに対して自らが甲社の株主であることを主張するには、Aから株券の交付を受け、占有していれば十分である。

(3) **会社に対する対抗要件** 小問(3)では、いずれのタイプの会社でも、Bが甲社に対して自分が株主であることを主張するには、株主名簿への記載、すなわち、AからBへの名義書換が必要になる（130条1項2項）。なお、甲社が株主総会の基準日（124条1項）を定める場合には、当該基準日までに名義書換を行う必要がある。

3 名義書換（問3）

株式を発行会社以外の者から譲り受けたり、相続などの一般承継によって取得した者（株式取得者。133条1項かっこ書）は、会社に名義書換を請求できる

(同項)。原則として、名義書換の請求は株式取得者と名簿上の株主（またはその一般承継人）の共同で行う（同条2項）。例外は、会社法施行規則22条に定められている（1項が非株券発行会社、2項が株券発行会社の順）。重要な例外もあるため、必ず会社法施行規則も参照する必要がある。

この原則どおりにしなければならないのが、小問(1)の場合である。他方、株券発行会社についての小問(2)では、株券の所持人が適法な権利者と推定されるため（131条1項）、Bは甲社に株券を提示して単独で名義書換を請求できる（133条2項、会社則22条2項1号）。

また、一度合意がなされても、譲渡人が名義書換に協力しなくなったり、そもそも合意の存在が争われることもある。このようなケースである小問(3)では、BはAに対する名義書換の意思表示を行うべきことを命じる確定判決を得て、それを添付して甲社に単独で名義書換を請求できる（133条2項、会社則22条1項1号）。

Bが譲渡ではなく、一般承継である相続によってAから甲株式を取得したケースである小問(4)でも、やはり名義書換は必要である。譲渡制限の場合と違い、133条1項は、譲渡だけではなく一般承継による取得も含む文言になっていることに注意が必要である。しかし、Aはすでにいない。そこで、Bは相続を証する書面（相続関係がわかる戸籍謄本）を添付して、甲社に名義書換を単独で請求する（133条2項、会社則22条1項4号）。

最後に、小問(5)の譲渡制限株式を譲渡によって取得した場合は、名義書換より先に甲社から譲渡承認を受ける必要がある（134条1号2号）。他方、小問(6)では相続により株式を取得しているため、譲渡承認は不要である。譲渡制限株式が会社の承認を求めているのは譲渡による取得（2条17号）だからである。この場合、譲渡承認を経ることなく名義書換を行うことができる（134条4号）。相続による取得の場合も、権利行使には名義書換自体は必要であり、小問(4)と同様の手続による（133条2項、会社則22条1項4号）。

〔松中 学〕



甲株式会社における、ある年の3月1日現在の貸借対照表の概要は、次のようであった。

(単位：百万円)

【資産の部】		【負債の部】	
現金	500	流動負債	800
預金	500	固定負債	4,500
売掛金	500		
商品	500	合計	5,300
有価証券	1,000		
機械・備品	1,000	【純資産の部】	
土地建物等	4,000	資本金	800
		資本準備金	800
合計	8,000	その他資本剰余金	200
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	700
		合計	2,700

その後、次のような事実があった場合について、次の問題に答えなさい。

問1 甲社は同年3月15日、第三者割当ての方法により普通株式を新たに1万株発行し、対価として指定の銀行の預金口座へ1億円の払込みを受けた。

- ① 払い込まれた1億円のうち、資本金として計上しなければならない最低金額はいくらか。また、最大金額はいくらか。
- ② 1億円のうち、資本金の額として計上しなかった額は、貸借対照表のどの項目に計上されるか。
- ③ 貸借対照表のなかで、上記①および②のほか金額が変化する項目はどれか。また、いくらに変化するか。

④ 上記①で、資本金として計上しなければならない最低額のみを資本金としたと仮定して、3月15日現在の貸借対照表を作成しなさい。なお、この出資以外に、財産の変動はなかったと仮定する。

問2 その後、甲社は同年3月31日に決算期となった。その際の損益計算書は、次のようなものであった。これにより、上記の貸借対照表はどのように変化するだろうか。なお、問題を簡単にするため、資産の増減は現金勘定のみで発生するものと仮定する。

(単位：百万円)

売上高		8,000
売上原価	3,500	
販売費及び一般管理費	3,000	
営業利益		1,500
営業外収益		1,000
営業外費用	1,500	
経常利益		1,000
特別利益		2,000
特別損失	2,500	
税引前当期純利益		500
租税公課	220	
税引後当期純利益		280

問3 その後、甲社は資本金を1億円、利益準備金を1億円減少させたいと考えるようになった。

- ① 資本金や準備金の額を減少する場合の手續の概要について説明しなさい。
- ② 資本金の額を減少する際に、決定しなければいけない事項は何か。
- ③ 減少する資本金の額の全部について、資本準備金の額としないこととした。この場合、減少した資本金の額は貸借対照表のどの勘定科目に振り替えられることになるか。減少させるのが利益準備金の場合はどうか。
- ④ 債権者異議手續において、甲社から会社債権者に対して、どのような事

項を、どのような方法で伝達しなければならないか。また、異議申述の期間は最低どの程度必要か。

- ⑤ 債権者異議手続において異議を申し立てられるのは、どのような債権者か。弁済期限が到来していない貸金債権の債権者はどうか。
- ⑥ 異議を申述した会社債権者に対して、会社はどのような措置を講じなければならないか。
- ⑦ 資本金を減少させた額を株主に持株割合に応じて返却したい。どのような手続をとるべきか。



Hint

問1：①445条1項2項。②445条3項。

問2：会社計算規則29条1項。

問3：①②447条・448条。③会社計算規則27条1項・29条1項。④449条2項。⑥449条5項。⑦資本金を減少させた額は、どの項目に算入されるか。その項目に計上されている額に相当する財産を分配するための手続は何か。

解説

1 貸借対照表の見方

(1) 貸借対照表の「左側」と「右側」の意味 問1の解説に入る前に、貸借対照表の見方をざっとみておこう。

設問に挙げられている貸借対照表をみてほしい。左側の「資産の部」には、会社が持っている資産（プラスの価値がある財産と考えればよい）が計上される。また右上の「負債の部」には、会社が他人に対して負っている負債（未払代金や借金など、借りになっているお金と考えるとわかりやすい）が計上される。計上される資産や負債の価額をどのように評価するかについて大まかな決まりはある（会社計算5条・6条）が、詳細は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準や慣行を斟酌して解釈される（会社計算3条）。

さらに右下には「純資産の部」がある。ここの合計額をみてほしい。「資産の部」の合計から「負債の部」の合計額を引いた額になっている。つまり、会社が有する財産から、負債に相当する額を取り除いた残り（＝残余財産）である。すなわち、これは株主の取り分を表している。純資産の部の項目のうち、「資本」という名称が入っている項目は株主からの出資に由来する額であり、「利益」ないし「損失」という名称が入っている項目は会社の事業成果としての利益または損失に由来する額である（なお、これらの項目の額をどのように算出するのかについては、後ほど説明する）。

以上の説明をやや違った視点からいいかえてみると、貸借対照表の左側では「会社がどのような資産をもって運用されているか」が、右側では「そのためのお金がどこからどのように調達されたか」が示されている、といえる。

(2) 財務状態の変化と計数 貸借対照表はある時点における財産状態を表示するものであるから、財産状態が変われば貸借対照表の各項目額も変化する。そこで、まずは会社に現金が増えた場合を例に、貸借対照表の諸項目がどのように変化するかを考えよう。

会社に現金が入ってくると、まず「左側」の現金の項目（会計用語では項目のことを「勘定」といったりする）の額が増える。他方で、その現金が増えたのは何らかの理由によるものであるから、その出元を表示しなければならない。出元にはいろいろな場合が考えられる。主要なものとしては、「別の資産が現金

に変わる」「借りてくる」「株主に出資してもらおう」「ビジネスで儲ける」の4つがあろう。

このうち、「別の資産が現金に変わる」というのは、例えば有価証券を売って現金に変える、といったようなケースである。もともと有していた資産が別の形に変わるだけならば右側には影響が生じない。

借入れによって会社の資産が増えた場合、借金が増えることになるから、貸借対照表上の負債の額が増加する。その結果、純資産の額は増えない。

株主に出資してもらった場合、あるいはビジネスによって儲けた場合、これらはいずれも負債ではないので、資産の増加は、純資産の部の額という形で反映される。つまり、株主の取り分が増えた、ということになる。

もっとも純資産の部にも様々な項目があり、株主からの出資に由来する部分は資本金などの資本関連項目として、またビジネスの儲けに由来する部分は損益関連項目として表示することになっている。これを「資本と利益の区別」といい、会計上の重要な原則として確立している。このような区別を設けているのは、ビジネスによる純資産の増加は経営の成果であるといってよいが、出資による純資産の増加は必ずしもそうとはいえないので、純資産のうちどこまでが株主による出資（つまり元手）で、どこまでが経営による成果であるのかを明確にするためである。

2 株主による出資（問1）

出資があると、その出資された財産の評価額のみだけ資本金の額を増加させるのが会社法上の原則である（445条1項）。ただし、出資額の2分の1までは資本金としては計上しないという選択も可能であり（同条2項）、当該額は、資本準備金として計上される（同条3項）。資本金と資本準備金の違いは、後でみるように、その額を減少させる場合の手續の厳しさにある。

そこで、問1の出資が貸借対照表にどのように反映されるかをみてみよう。出資である1億円は銀行預金として入ってくるから、資産のうち預金が1億円（=100百万円）増加して600百万円になる。他方、これに見合うだけ右側の項目を増やさなければならないが、この1億円は株式の増加によるものなので、先にみたように全額を資本金とするのが原則である。しかし、その2分の1（=500万円）までは資本金ではなく資本準備金として計上できる。

そこで設問の答えは、①は最低 5000 万円・最高 1 億円、②は資本準備金、③は左側の資産の部のうち預金の項目が 1 億円増える、ということになる。実務では資本金の増加額を最低限に抑えるのが一般的ななので、そのようにしたと仮定すると、甲社の貸借対照表は次のようになる。

(3月15日現在) (単位：百万円)

【資産の部】		【負債の部】	
現金	500	流動負債	800
預金	600	固定負債	4,500
売掛金	500		
商品	500	合計	5,300
有価証券	1,000		
機械・備品	1,000	【純資産の部】	
土地建物等	4,000	資本金	850
合計	8,100	資本準備金	850
		その他資本剰余金	200
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	700
		合計	2,800

3 ビジネスによる利益 (問2)

(1) 損益計算書の見方 では、ビジネスによって会社の財産が増えたかどうかは、どのように表示するのだろうか。ある一定の期間に行われた会社のビジネスによってどれだけの利益ないし損失が発生したのかを示すのが、損益計算書である。そこで、まずは簡単に損益計算書の見方を説明しておこう (なお、会社計算 88 条に、損益計算書の項目についての規定がある)。

一般的な損益計算書は、一番上に「売上高」が記される。そこから売上原価や一般管理費など、売上げを出すのにかかった費用が差し引かれる。これによって計算される「営業利益 (ないし営業損失)」は、会社のビジネスの直接の成果だといえる。

その下の「営業外収益」「営業外費用」は、直接のビジネスの活動以外の理由で発生する日常的な収益 (受取利息など) や費用 (支払利息など) である。営

業利益（損失）にこれらの営業外収益・費用を加味して算出された「経常利益（ないし経常損失）」は、会社の日常的な活動全体の成果である。

さらに「特別利益」「特別損失」は、必ずしも日常的とはいええない出来事によって生じる利益や損失である。例えば、工場を売却したり、あるいは災害によって機械設備が破損したり、といった事柄がここに含まれる。このような活動もすべて考慮に入れた利益（ないし損失）が、その期間の会社全体の利益（ないし損失）、つまり当期純利益（ないし当期純損失）ということになる。

さらにこれに法人税などの租税公課がかかるから、最終的には税金を引いた額が会社のその年度の財産の増減になる。これを**税引後当期純利益**（ないし**税引後当期純損失**）といい、損益計算書の一番下に記載される。

(2) 当期純利益の貸借対照表への反映 では、税引後当期純利益（ないし税引後当期純損失）として表示されたビジネスの成果は、貸借対照表にどのように反映されるだろうか。上記の設問を使って考えてみよう。

まず、上記の問題では損益計算書の最終的な結果（一番下の行）が「当期純利益」となっているから、A社は財産を増やしたということがわかる。財産が増えた分は、貸借対照表の「左側」において資産の増加として反映される。実際には左側の項目の様々な項目が少しずつ増えるのであろうが、本間では全部現金で増えたと仮定しているので、現金の部分が280百万円増加することになる。

では、この資産増加は「右側」においてどのように反映されるだろうか。税引後当期純利益は、ビジネスの成果である。そこで、「右側」のうちビジネスの成果の累積を表示する項目である**その他利益剰余金**に加算される（会社計算29条1項2号。もし損失であった場合には、その額だけ**その他利益剰余金**が減る〔同条2項3号〕）。

その結果、貸借対照表は次のようになる。

(3月31日現在) (単位:百万円)

【資産の部】		【負債の部】	
現金	780	流動負債	800
預金	600	固定負債	4,500
売掛金	500		
商品	500	合計	5,300
有価証券	1,000		
機械・備品	1,000	【純資産の部】	
土地建物等	4,000	資本金	850
		資本準備金	850
		その他資本剰余金	200
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	980
合計	8,380	合計	3,080

4 資本金・準備金の減少(問3)

(1) 資本金・準備金を減少させることの意味 わが国の会社法では、財産の流出を伴わない資本金・準備金の減少を認めている。非常にわかりにくいですが、次のようにいえば多少はわかりやすいだろうか。

前にも述べたように、純資産の部は「会社財産のうち、株主に帰属すべき部分」を示している。そのなかでも、名前に「資本」がついている項目と「利益」がついている項目があり、それぞれ「株主からの出資に由来する部分」と「ビジネスによる儲けに由来する部分」であることも説明した(→I(1))。

さらによくみると、「資本」とつく項目や「利益」とつく項目にも複数あることがわかる。資本でいえば「資本金」「資本準備金」「その他資本剰余金」であり、利益でいえば「利益準備金」「その他利益剰余金」である。これらの項目の違いは何かといえば、「株主に対して分配しやすいかどうかの程度の差」である。例えば、「その他資本剰余金」や「その他利益剰余金」は、「剰余金の分配〔Stage 1-20〕」でみるとおり、剰余金の額ひいては分配可能額の算定の基礎となっており、基本的に株主に分配可能な財産額を示している。それに対して「資本金」や「資本準備金」、「利益準備金」は、そのままでは株主に分配

できない財産の額を示している。株主の取り分であるとしても、容易に株主に返すことはできないのである。いいかえれば、これらの項目は、株主の取り分のうちどれだけ額がすぐに配当でき、どれだけ額が会社に拘束されているかを示す「ラベル」である、といえる。

各項目が「ラベル」であるなら、会社側は自由に貼り換えたいくなるかもしれない。貼り換えることで分配できる財産の額が増えるならなおさらである。しかし、会社債権者からみれば、資本金や準備金の額に相当する財産は株主に分配されることなく会社に留保され、その分だけ会社の財産的基礎は強固となる、との期待をもつだろう。そのような期待があるとすると、会社が勝手にラベルを貼り換えてしまうこと、つまり資本金や準備金の額を減らしてしまうことは、会社債権者の期待を裏切ることになる。そして、株主有限責任制度のもとにおいて会社債権者が唯一あてにできるのが会社財産である以上、そのような債権者の期待は一定程度保護される必要がある。

そこで、資本金や準備金を減少させる場合には、一定の厳格な手続を求めている。以下、問3の設問に沿って手続の内容をみていくことにしよう。

(2) 資本金・準備金の減少手続

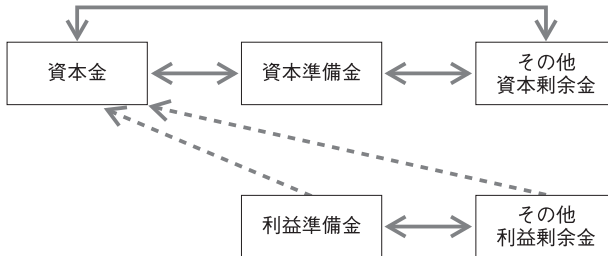
① 資本金・準備金の減少に際しては、2つの手続が必要である。第1に、株主総会の決議を経なければならない（資本金につき447条1項、準備金につき448条1項）。資本金減少のための株主総会決議は、原則として特別決議である（309条2項9号を参照）。ただし、株式の発行と同時に資本金・準備金の額を減少させる場合、一定の条件を満たせば、取締役ないし取締役会の決定のみで資本金・準備金を減少させることも可能である（資本金につき447条3項、準備金につき448条3項）。

第2に、先に述べた理由から、債権者保護手続も設けられている（449条1項）。資本金を減少させる場合には必ず債権者保護手続が必要となるが、準備金を減少させる場合には、その全部を資本金とする場合、または定時株主総会における欠損填補のためだけに用いる場合には、債権者保護手続は不要とされる（同項ただし書）。

② 資本金や準備金を減少させる場合、決定すべき事項は447条1項または448条1項に定めがある。これによれば(i)減少する資本金・準備金の額、(ii)減少させた額をそれぞれ準備金・資本金に組み入れる場合にはその旨とその額、

(iii)効力発生日，である。

③ 減少させる資本金・準備金の額は，準備金・資本金の額に組み入れない限り，その他資本剰余金またはその他利益剰余金に計上されることになる。このとき，「**資本と利益の区別**」(→I(2))により，資本金・資本準備金の減少額はその他資本剰余金の増加額になり(会社計算 27 条 1 項 1 号 2 号)，利益準備金の減少額はその他利益剰余金の増加額になる(会社計算 29 条 1 項 1 号)。



(点線は、一方通行。資本項目から利益項目へ額を移動することはできない)

④ 債権者異議手続においては，449 条 2 項各号に定める事項を，官報に公告しかつ知れている債権者に各別に催告しなければならない(449 条 2 項)。ただし，会社の定める公告方法が日刊新聞紙への掲載または電子公告である場合には，官報への公告に加えて当該方法により公告することで，債権者への各別の催告は不要になる(同条 3 項)。各別の催告は会社にとって非常に費用と手間がかかるので，ほとんどの場合後者の方法による。なお，異議申述の期間は，1 か月を下ることができない(同条 2 項ただし書)。

⑤ 異議を述べることのできる債権者の範囲について，会社法は特に規定を設けていない。しかし通説は，ここで保護される債権者は弁済や担保提供，相当の財産の信託によって保護される債権者でなければならない，と解釈している。このため，債権として具体化していない，ないし金銭の評価ができないような債権は，保護の対象とならない。本問の貸金債権の場合，将来返済されるべき金額等は明確化しているから，異議申述の基礎となる。

⑥ 債権者が異議を述べた場合，会社は当該債権者に対して弁済，担保提供，または相当の財産の信託のいずれかを行わなければならない(449 条 5 項)。ただし，資本金や準備金の額を減少しても当該債権者を害するおそれがないときには，これらの措置をとる必要はない(同項ただし書)。なお，保護措置をとら

ないことが例外として規定されていることから、害するおそれがないかどうか
が争いとなった場合には、会社側がおそれがないことを立証する必要があると
解される。

⑦ 株式会社が、資本金や準備金を減少させて当該額に相当する金銭等を株
主に分配したい場合、資本金減少ないし準備金減少の手続を経てその他資本剰
余金・その他利益剰余金に組み込まれた額を用いて剰余金分配行為（例えば剰
余金の配当、自己の株式の取得など）を行うことになる。本問では持株割合に応
じて株主に分配したいとされているので、資本金減少の後に剰余金の配当
(453条以下)を行うことになろう。ただし、資本金の減少を行っても分配可能
額がプラスにならない場合には、資本金減少額に相当する財産を配当できない、
という事態も発生しうる。

〔久保大作〕



問1

- (1) 取締役会設置会社である甲株式会社とその代表取締役 A が利益相反取引を行うに際し、A がなすべきことは何か。
- (2) (1)の行為を行わなかった場合、①甲社を代表して A が A 個人に対し、甲社不動産を売却した、②乙銀行の A に対する貸付けを、A が甲社を代表して保証した、という事例で、①の売買契約、②の保証契約の有効性はどうか。(1)の行為を行っていた場合はどうか。
- (3) 利益相反取引を行うにつき、株主総会（取締役会）に開示されるべき重要な事実とはどのような事実か。このような事実を開示せずに承認を得た場合、決議の効力はどうか。

問2 甲株式会社の取締役会は、代表取締役 A、取締役 B・C で構成されている。A は、A 個人が保有する土地を甲社の事業の用に供するために甲社に売却することを取締役会に諮り、A を除く B・C の賛成でこれが承認された。土地の売買価格は 6000 万円であったところ、売買契約成立から 1 年後、土地に環境汚染が見つかり、その価値は実際には 2000 万円であったことが判明した。

A・B および C は会社に対する責任を負うか。各々の責任に関する会社法の定めの内容を説明したうえ、結論を検討しなさい。

問3 甲株式会社は、乙社に対して売掛債権 1000 万円を有しているが、乙社は弁済期にこれを支払えなかった。そこで、甲社は、乙社と丙社（資本関係はない）の両方の代表取締役を兼ねている A に対し、乙社債務に対する保証人を立てるか、物的担保を供することを要求した。A は、丙社取締役会において、乙社の甲社に対する債務を丙社が連帯保証することを提案した。丙社取締役は、A のほか B・C・D であり、C は取締役会を欠席し、D は丙社に利益がないことから反対したが、A・B 両名が賛成して、丙社による連帯保証を行うこととなった。

- (1) 本件において、連帯保証契約は有効に成立しているか。
- (2) 乙社が支払不能に陥ったため、甲社が連帯保証債務の履行を要求し、丙社がこれに応じた。このとき、A・BおよびDは丙社に対していかなる責任を負うか。各々の責任に関する規律と結論を検討しなさい。
- (3) (2)において、丙社は、甲社の請求を拒みたい。以下の事情がある場合、拒むことができるか。
 - ①甲社は、丙社に関する一切の事情を知らなかった。
 - ②甲社は、適法に取締役会決議が成立した旨をAから聞かされていた。
 - ③甲社は、Aが乙社・丙社両方の代表取締役であることを知っていたが、丙社取締役会決議の詳細については未確認であった。

1 利益相反取引の際の手續と取引の効力（問1）

(1) 利益相反取引は、典型的に取締役と会社の利益が対立する可能性が高い取引であり、実際にある取引によって会社に損害を与えるか否かにかかわらず、事前には取締役会の承認を、事後には取締役会への報告を要求し、取締役会によるコントロールを通じて、会社に対する損害を防止しようとしている。したがって、Aは、取引を行う前に重要な事実を開示したうえで取締役会の承認を得て、取引後にその報告を行う必要がある（365条・356条）。

(2) ①は直接取引のうち自己取引、②は間接取引と呼ばれるものである。その効力は、判例（最大判昭和43年12月25日民集22巻13号3511頁〔商判I-104〕〔百選58〕）によると、「取締役と会社との間に直接成立すべき利益相反する取引〔＝自己取引〕にあっては、会社は、当該取締役に対して、取締役会の承認を受けなかったことを理由として、その行為の無効を主張し得ることは……当然であるが、会社以外の第三者と取締役が会社を代表して自己のためにした取引〔＝間接取引〕については、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社は、その取引について取締役会の承認を受けなかったことのほか、相手方である第三者が悪意（その旨を知っていること）であることを主張し、立証して始めて、その無効をその相手方である第三者に主張し得る」とされている。

つまり、①②とも、契約は無効である。ただし、無効であることを会社が主張できるかどうかについて、①相手方が取引を行った取締役である直接取引においては、当該取締役の保護の必要性はないから、会社による無効の主張に制限は設けられないのに対して、②会社と取引を行った相手方が取締役以外の第三者である間接取引においては、第三者の信頼保護のため、契約が無効であることに変わりはないとしても、会社がその無効を主張できる場合を制限している（相対的無効説、LQ222～223頁）。

このような判例の考え方は、(1)で述べたように、利益相反取引が典型的に高い危険性を有するため、取締役会の適切なコントロールに服させることを目的として設けられている。そのため、適法な手續に基づき取締役会が承認をしたのであれば、会社に損害を与えたか否かにかかわらず、取引の効力は有効とな

り、あとは、取締役（利益を得た取締役と承認を与えた取締役の双方）の責任の問題として処理される。

(3) どのような情報が必要かは明文で規定されていないため、(1)で述べた制度趣旨に必要な範囲で開示すべき情報が決まることになる。このような情報を適切に開示しなかった場合、判例はないが、取締役会の承認の効力が否定されることになり、承認を得ずに取引をした場合と同様に処理されるか、承認がある以上取引は有効で、取締役の責任の問題として処理されることになろう。

2 直接取引の事例（問2）

(1) 問2は直接取引の事例である。この取引は甲社とその代表取締役Aとの間の土地の売買であるから、自己取引である。関係した取締役が責任を負うか否かは、423条1項の要件を充足するか否かにかかる。ここで、423条1項の要件のうち、役員等に該当すること、会社の損害については問題がない。AとB・Cに分けてその他の要件を検討しよう。

Aについて。Aは適切な手続を踏まえているので任務懈怠があるかは問題となりうるが、任務懈怠の推定は働き（423条3項）、任務懈怠について無過失であったことを証明しても責任を免れない（428条）から、結果的には無過失責任を負う。利益相反取引から利益を得ておきながら、責任を免れさせることは適切ではないと考えられているからである。

B・Cについて。取締役会での承認を適法に行っていたのだとすると、与えてはいけない承認を与えたことに対して任務懈怠があるかを問題とすることになる。任務懈怠の存在は推定されるため（423条3項）、その反証を行う責任はB・Cにある。

例えば、Aの土地の鑑定を注意深く行って、土壌汚染は誰にも気づけないようなものであったならば、任務懈怠がないという反証に成功する可能性はあるだろうし、調査もせずにAの申出をそのまま承認したという場合であれば、任務懈怠の反証は困難であろう。

そして、取締役会での提案・賛成を任務懈怠と把握するならば、取締役会で利益相反取引を承認しなければ売買契約は締結されず、損害も発生しなかったのであるから、A・B・Cの任務懈怠と損害の間の因果関係も認められる。

3 間接取引の事例（問3）

問3は間接取引の事案である。議論の前提となる取締役会の承認の効力、取締役の責任、会社が履行請求を拒めるか、がそれぞれ問われている。順に考えよう。

(1) 連帯保証契約が有効に成立しているか否かは、1(2)でみたように、有効に取締役会決議が成立しているか否かによる。この事例において、取締役はA・B・C・Dの4名であり、決議が成立するためには、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数が賛成することが必要である(369条1項)。Cが欠席したが、A・B・Dの3名が出席し、Dは反対したがA・Bの2人が賛成しているため、決議成立の要件を満たしている——ようにみえる。

しかし、この事例において、Aが賛成票を投じられる立場にあるかを考えてみよう。Aは、自らが代表取締役を務める乙社の債務の保証を丙社に依頼する立場であり、典型的な特別利害関係人である。そのため、取締役会において議決に加わることはできない(369条2項)。

そうすると、Aが議決に加わったことで成立した取締役会決議の効力がどうなるかが問題となる。考え方としては、①特別利害関係人が議決に参加したことそれ自体が決議の無効事由になる、とするアプローチと、②Aを定足数・賛否のいずれからも除外した上で、決議の成否を判断する、という立場が考えられる(最判昭和44年3月28日民集23巻3号645頁[商判I-117][百選66], LQ184~185頁。この判決は、特別利害関係人の参加により決議が否決された事案であり、可決された事案である小問(1)とは異なる点に注意。他方、最判平成28年1月22日民集70巻1号84頁は、特別利害関係取締役が議決に加わってなされたとしても、当該取締役を除外してもなお議決の成立に必要な多数が存するときは決議を有効とする)。小問(1)では、①の立場からは承認決議は無効となるし、②の立場からも、定足数についてはAを除いた3人中2人が出席しているので問題はないが、議決に参加した取締役2人の過半数の賛成を得られていないことになるため、承認決議は不成立となる。したがって、いずれの考え方に立っても、本件においては取締役会の有効な承認はないことになる。

そうすると、後は1(2)で述べたように、取締役会の適法な承認を欠くため、連帯保証契約の効力は無効であることを述べればよい。後の小問を考えれば、相対的無効であることも述べておけばよいだろう。

(2) 小問(2)は、丙社が保証債務を履行した場合の取締役の責任を問う問題である。423条1項の責任が認められるかが問題となる。役員等に該当することと損害については、本問でも問題なく認められる。

ここで、任務懈怠の中身を考えよう。(1)で検討したように、利益相反取引を承認する取締役会決議が無効となることを前提とすると、このことをどのように任務懈怠に反映するかは簡単ではない。

① 考え方の分岐点 1つのアプローチは、仮に取締役会決議が無効であっても、これに基づいて利益相反取引が行われ、AとBが決議に賛成していることを手がかりにするものである。このアプローチに基づくと、Aについては423条3項1号(および3号)に該当することから、任務懈怠の推定を受けることになり、任務懈怠の中身は、1号を使うならば会社に損害を与えるような取引を丙社に提案し、債務を引き受けさせたこととなり、3号を使うならば、そのような取締役会決議に賛成をして債務を引き受けさせたこととなるだろう。Bについては、423条3項3号に該当し、(実際には無効であったとしても)取締役会決議に賛成し、決議を成立させることで典型的に危険性の高い取引を承認したことに求めることになろう(いわばアクセルを踏んだ責任)。もちろん、次に述べるように、Bは監視義務違反(いわばブレーキを踏まなかった責任)と構成することも可能であろう。承認には両面の要素がある。

もう1つのアプローチは、適法な取締役会決議が存在していないことを手がかりとし、取締役会の承認なく利益相反取引が行われたに等しいことを手がかりにするものである。このアプローチに基づくと、Aについては、365条・356条1項3号に違反して、適法な取締役会の承認なく利益相反取引を行ったことが任務懈怠であるということになる。Bについては、連帯保証契約を承認したこと自体を、取締役会決議を成立させたという意味ではなく、会社に不利益な取引を行う意思決定をしたという(積極的な)任務懈怠と構成することもできるし、Aの善管注意義務違反による損害に対する監視義務違反と構成することもできる。

② Dの責任 Dは取締役会決議に反対しているため、任務懈怠の推定を受ける立場にない。しかし、監視義務違反が問われる可能性は十分にある。本問では、取締役会で反対したことで監視義務を尽くしていると評価されるかが問題となる。①で取締役会決議の成立に着目したアプローチをとるならば、監

視義務で求められるのは取締役会決議の成立を阻止することであり、丙社に利益がないことを示し、反対したことで、Dができることを尽くしており任務懈怠はない、と評価をすることができようし、例えば監査役への報告義務（357条1項）を尽くしていたかまで問題とするならば、決議に反対してもなお任務懈怠を肯定することもできよう。①で適法な取締役会決議がないことを前提にするアプローチをとる場合も、監視義務を尽くしたか否かを同様に問題とすることになるが、取締役会決議の成立を阻止することまでが監視義務の中身である、という論述では足りなくなるであろう。

なお、本問ではCについて問うていないが、各自で考えてみよ。

③ 解答上の注意点 任務懈怠になりうるものは、いずれの取締役にも複数考えられるが、人ごとの論述に矛盾が生じないようにすることと、その任務懈怠と損害との間の因果関係を具体的に論述することが必要である。例えば、取締役会決議の成立を問題とするアプローチであれば、Bが賛成をしたという任務懈怠と、Bが反対すれば決議の成立を阻止することができたという因果関係を述べることができる。因果関係の論述は難しく、下級審判決でも詰められていないこともあるが、筋の通った因果関係を記すことが求められる。

(3) 小問(3)は、間接取引を承認した取締役会決議が無効であることから、これを有効にする取締役会決議が存在しないことを前提に、相対的無効説にいう「悪意」の対象を理解しているかを問う問題である。

悪意や重過失が問題となる場面では、読者は、教科書や判例を読む際に、必ず、何についての悪意・重過失なのかを丁寧に押さえていただきたい。それが事例問題で論じる必要のあるポイントである。

利益相反取引は、定型的に危険性の高い行為であり、直接取引について考えてみれば、民法で自己契約および双方代理が禁止されている（民108条1項）ことから、典型的に本人に相当する会社を保護する必要性が高いはずである。しかし、相手方が、利益相反取引に該当することを知らなければ、通常は取引を行った取締役は代理権・代表権を有し、かつ取締役会の承認を得ている（この点が、民法108条2項との違いである）のだから、取引が無効とされることは取引の安全を害する（その取引だけでなく、一般に代表権の範囲内の取引が利益相反取引かを調べなければ無効にされかねない点で、一般に悪影響が出る。代表取締役の包括的な代表権が法定されていることもあわせて考えよう）。そこで、前掲昭和43年最

大判〔商判 I-104〕〔百選 58〕は、「その取引について取締役会の承認を受けなかったこと」を悪意の対象とする。また、その前提には、その取引が取締役会の承認を受けるべき利益相反取引に該当することも含まれている（保証の場合は明らかである）。

本問で、①は明確である。②は、取締役会決議が成立した旨を聞いていたにすぎず、決議の瑕疵について知らない。そのため、善意ということになろう。③は、取締役会の承認がないことについては善意である。しかし、取締役会の承認を必要とすべき取引であることについては悪意である。そこで、③は、取締役会決議が必要であるのにその成否を確認していなかったという重過失を問うことができるかが問題とされることになり、最高裁判決を文字どおり適用すれば悪意に限られる以上、丙社は甲社に対し連帯保証契約の無効を主張できないことになるし、重過失も悪意と同視すべきだと考えるならば、取締役会決議を確認しなかった（例えば議事録を徴求しなかった）重過失がある以上、丙社は無効を主張できてしかるべきとなる。そして、仮に重過失も悪意と同視すべきという立場を採るならば、②についても問題となりうる。利益相反取引により利益を受ける立場にある A の言うことを信じてよいのか、それとも、取締役会議事録の確認を行うなどの調査を行わなければ重過失がある、と考えるか、考え方は分かれるだろう。

このように、本問は、判例が悪意のみを対象としている相対的無効説について、重過失をどのように考えるかを問う問題でもあるわけである。

〔榊 素寛〕



ともに取締役会設置会社である P 社と Q 社は、P 社を存続会社、Q 社を消滅会社とする吸収合併を企図している。この吸収合併に必要な手續を考えよう。

問1 上記の吸収合併につき必要な手續のあらましについて、「株主総会の開催および承認」「吸収合併契約の締結」「登記」「効力発生日」「事前開示の開始」「P 社による事前開示および事後開示の終了」「P 社による事後開示の開始」を、時系列に並べ替えて示しなさい。

問2 P 社および Q 社が、それぞれ、その株主・新株予約権者に対して行うべき（であれば）事前の情報開示の時期・内容・方法について、条文を示して説明しなさい。

問3 P 社および Q 社が、それぞれ、その債権者に対して行うべき（であれば）事前の情報開示の時期・内容・方法について、条文を示して説明しなさい。

問4 P 社および Q 社が、書面投票・電子投票を行う会社である場合に、P 社および Q 社が、合併承認総会前にそれぞれの株主に対して行うべき情報開示の内容を説明しなさい。

問5 P 社の株主総会において、株主からの質問がなくとも取締役が一定の事情について説明をしなければならない場合があるか。それはいかなる場合か。条文を示して、説明しなさい。

問6 P 社および Q 社における株主総会の承認決議について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 承認の決議要件を説明しなさい（ただし、以下の(2)に該当する場合を除く）。
- (2) Q 社が公開会社である場合に、Q 社株主に交付される合併対価等の一部でも譲渡制限株式等である場合に必要な手續を、条文を示して説明しなさい。
- (3) P 社または Q 社が種類株式発行会社である場合に必要な手續を、条文を示して説明しなさい。

(4) Q社が種類株式発行会社であり、Q社の譲渡制限のない種類株主が、合併対価として、P社の譲渡制限株式を割り当てられる場合に必要な手続を、条文を示して説明しなさい。

問7 P社がQ社の総株主の議決権の95%を有する場合について、以下の問いに答えなさい。

(1) それぞれの会社における株主総会の承認の必要性について、条文を示して説明しなさい（ただし、以下の(2)に該当する場合を除く）。

(2) Q社が種類株式発行会社でなく、定款に株式譲渡制限の定めはないが、合併対価に譲渡制限株式等が含まれる場合の、それぞれの会社における株主総会の承認の必要性について、条文を示して説明しなさい。

問8 P社の純資産額が100億円であり、合併対価の額が15億円である場合について、以下の問いに答えなさい。

(1) それぞれの会社における株主総会の承認の必要性について、条文を示して説明しなさい（ただし、以下の(2)~(4)に該当する場合を除く）。

(2) P社がQ社の資産・負債を簿価のまま引き継ぐ場合（持分プーリング法による場合）で帳簿価額上は債務超過となる場合における、それぞれの会社での株主総会の承認の必要性について、条文を示して説明しなさい。

(3) P社が非公開会社であり、かつ合併対価としてP社の発行する譲渡制限株式を交付する場合における、それぞれの会社での株主総会の承認の必要性について、条文を示して説明しなさい。

(4) 株主に対する吸収合併の通知・公告の日から2週間以内に、議決権の20%の株式を有する株主が（P社の特別決議の定足数は定款の定めにより軽減されておらず、また、特別決議の多数決要件も加重されていない）、合併に反対する旨をP社に通知したときに、P社はいつまでどのような手続をとる必要があるか、条文を示して説明しなさい。

問9 吸収合併の効力が生じる前に合併を差し止めることができるのは、どのような場合か。通常の手続による合併、略式合併、簡易合併それぞれにつき、条文を示して説明しなさい。

1 吸収合併の手続の流れ（問1）

まず、両当事会社 P 社と Q 社の業務執行権限を有する取締役が、直接あるいは第三者を介して、合併の可能性や条件について協議を行い、合意に達すれば、両当事会社の代表取締役が**吸収合併契約**を締結する（748 条・749 条）。合併契約の締結には、**取締役会の決定が必要である**（362 条 4 項。「重要な業務執行」に該当する）。通常は、まずは合併契約を締結してから株主総会で承認決議をする例が多い。吸収合併契約の内容およびその他法務省令で定めるもの（782 条 1 項 1 号、会社則 182 条～184 条）は、以下に述べる**備置開始日**から、効力発生日後 6 か月を経過する日まで、両当事会社の本店に備え置き（★782 条 1 項・☆794 条 1 項〔☆=存続会社に関する条文、★=消滅会社に関する条文、以下同じ〕。もっとも、消滅会社（Q 社）は効力発生日以後消滅するため、消滅会社の備置期間は効力発生日までである〔782 条 1 項柱書第四かっこ書〕、株主および債権者の閲覧等に供しななければならない（★782 条 3 項・☆794 条 3 項）。上述の備置開始日は、消滅会社（Q 社）においては、①株主総会の 2 週間前の日、②株主に対する通知・公告（ただし、効力発生日の 20 日前まで。★785 条 3 項 4 項、存続会社については☆797 条 3 項 4 項）、③新株予約権者に対する通知・公告（ただし、効力発生日の 20 日前まで。★787 条 3 項 4 項）、④債権者に対する催告・公告（最低 1 か月間、★789 条 2 項ただし書・☆799 条 2 項ただし書）、のいずれか早い日（★782 条 2 項）、存続会社（P 社）においては、上記①②④のいずれか早い日（☆794 条 2 項）である。なお、合併の効力発生日は、吸収合併契約の内容として定められるが（749 条 1 項 6 号）、上記④に伴う債権者異議手続が終了していなければ、合併の効力は生じない（750 条 6 項）。よって、少なくとも、備置開始日は、株主総会の開催・承認より以前であることがわかる。

効力発生日に、消滅会社（Q 社）の権利義務を存続会社が引き継ぎ（750 条 1 項）、消滅会社の株主に存続会社（P 社）株式その他の対価を合併対価として割り当てることとなる（750 条 3 項）。

効力が生じた日から 2 週間以内に、その本店所在地において、消滅会社（Q 社）については**解散の登記**をし、存続会社（P 社）については**変更の登記**をする（921 条）。存続会社（P 社）は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併に関して必要

な事項を記載した書類または記録した電磁的記録を作成し（801条1項）、効力発生日から6か月間、その本店に備え置かなければならない（801条3項1号）。存続会社の株主および債権者は、営業時間内であればいつでも閲覧等の請求をすることができる（801条4項）。このほか、存続会社（P社）が公開会社である場合には、吸収合併があった年度に関する**事業報告への記載**（会社則120条1項5号ハ。重要なものに限る）も必要である。事後の情報開示を通じて、合併手続の適切な履行を間接的に担保するほか、株主や債権者が合併無効の訴えを提起すべきか否かを判断する資料を提供することをその目的とする（LQ429頁）。なお、消滅会社は消滅しているため、このような事後の情報開示は不要である。

以上から、問1の解答は、①「吸収合併契約の締結」→②「事前開示の開始」→③「株主総会の開催および承認」→④「効力発生日」→⑤「P社による事後開示の開始」→⑥「登記」→⑦「P社による事前開示および事後開示の終了」となる。

2 株主・新株予約権者に対する事前の情報開示（問2）

両当事会社の株主、消滅会社の新株予約権者に対しては、それぞれ次のような手続を行わなければならない。まず、株主に対しては、合併に反対する株主に**株式買取請求権**（★785条・☆797条）を行使する機会を与えるため、両当事会社は、効力発生日の20日前までに、吸収合併する旨と存続会社の商号・住所を通知しなければならない（★785条3項・☆797条3項）。両当事会社が公開会社である場合、および合併が総会の承認を受けた場合は、公告をすれば足りる（★785条4項・☆797条4項）。（→株式買取請求権については〔Stage 2-17〕参照）。

消滅会社の新株予約権は、消滅会社とともに消滅してしまう（750条4項）。そのため、合併契約に、消滅会社の新株予約権者に交付する対価とその割当てが定められることがあるが（749条1項4号5号）、その内容が新株予約権者に不利になる場合もありうるため、新株予約権者には**新株予約権買取請求権**が認められている（787条）。その行使の機会を確保するため、消滅会社は、効力発生日の20日前までに、吸収合併する旨と存続会社の商号および住所を通知・公告をしなければならない（787条3項4項。存続会社は不要）。他方で、**存続会社の新株予約権者**については、特別の配慮はなされていない。

3 債権者異議手続（問3）

吸収合併により両当事会社の債権者は不利益を受ける可能性がある。そのような債権者に異議を述べる機会を与えるため、両当事会社は、必要な事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には各別に催告をしなければならない（★789条1項1号2項3項・☆799条1項1号2項3項）。また、異議を述べることができる期間は1か月を下ってはならない（★789条2項ただし書・☆799条2項ただし書）。所定の期間内に異議を述べなかった債権者は、合併を承認したものとみなされる（★789条4項・☆799条4項）。他方、異議を述べた債権者に対しては、会社は弁済もしくは相当の担保を提供し、または弁済目的で信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併が債権者を害しないときは、この限りでない（★789条5項・☆799条5項）。これらの手続は、効力発生日までにとらなければならない（→債権者異議手続の詳細は〔Stage 2-17〕）。

4 株主総会参考書類における情報開示（問4）

吸収合併契約の内容のほか、事前の情報開示書類として、「法務省令で定める事項」（★782条1項・☆794条1項）は、消滅会社については会社法施行規則182条1項各号に、存続会社については同施行規則191条1項各号にそれぞれ定められている。上記2で述べた通知・公告（★785条3項4項・☆797条3項4項）のほか、書面投票・電子投票を行う会社は、株主総会参考書類における情報開示をしなければならない（301条・302条、会社則86条各号）。

5 取締役の説明義務（問5）

取締役は、株主からの質問がなくとも、以下の場合には、積極的に説明する義務を負う。すなわち、存続会社の株主総会で、①存続会社に「合併差損」が生じる場合—(a)承継債務額が承継資産額を超える場合（☆795条2項1号）、(b)消滅会社の株主に交付する金銭等の簿価が消滅会社から承継する純資産額を超える場合（☆同項2号）にはその旨、②消滅会社から承継する資産に存続会社株式が含まれる場合（155条11号12号参照）はその株式に関する事項（☆795条3項）、である。①(a)の場合は、DCF法等により当該承継資産の継続企業価値を評価すれば、承継負債額を上回ることもあるため、そのような説明をすることになろう。他方、継続企業価値をもってしても、当該承継資産額が承継負債額

を下回る場合には、実質債務超過の会社を吸収合併する必要性について説明すべきことになろう（LQ406頁）。①(b)の場合は、存続会社の株式の価値が減少することになり、存続会社の株主に不利益を生じうるため、株主総会での説明が必要である（森本滋編『会社法コメンタール18』〔商事法務、2010〕223頁〔柴田和史〕）。②の場合に株主総会で取締役が説明しなければならないのは、自己株式取得規制を補充するためである。すなわち、消滅会社以外の株主に160条3項所定の権利は認められておらず、当該自己株式取得には、剰余金の分配可能額を上限とする財源規制もないことを理由とする。

6 両当事会社における株主総会決議（問6）

(1) 株主総会の承認決議は、原則、両当事会社（P社・Q社）での特別決議を受けなければならない（309条2項12号）。

(2) ただし、消滅会社が公開会社である場合に、その株主に交付される合併対価の一部でも譲渡制限株式等（会社則186条参照）であるときには、議決権を行使できる株主の半数以上（定款で加重可）であって、議決権の3分の2（定款で加重可）以上の賛成が必要である（309条3項2号3号。〔特殊の決議〕）。

(3) 当事会社が種類株式発行会社である場合には、通常の株主総会の承認に加えて種類株主総会の承認をも受ける必要がある（322条1項7号）。この種類株主総会では、議決権を行使できる株主の議決権の過半数（3分の1以上と定款で定めた場合には、その割合以上）の定足数で、出席した当該株主の議決権数の3分の2（定款で加重可）以上の賛成が必要である（324条2項4号）。

(4) (3)とは別に、消滅会社が種類株式発行会社である場合において、譲渡制限のない種類株式の株主が、合併対価として譲渡制限株式等を割り当てられる場合は、その種類株主総会で、議決権を行使できる株主の半数以上（定款で加重可）で、議決権数の3分の2（定款で加重可）以上の賛成が必要である（★783条3項・324条3項2号）。種類株主総会決議に加えて、必要な株主総会決議は、特別決議でよい（309条3項柱書第一かっこ書）。なお、問6では問うていないが、株主が「持分等」（会社則185条）の交付を受けるときは、総株主の同意が必要である（783条2項）。

7 略式合併（問7）

(1) 存続会社が消滅会社の総株主の議決権の90%（定款で加重可）以上を有する場合（この場合、当該存続会社は「特別支配会社」〔468条1項参照〕である）、消滅会社の株主総会で合併契約の承認を付議する必要はない（★784条1項〔略式合併〕）。消滅会社の株主総会で合併契約の承認が否決されることはありえないからである。逆に、消滅会社が存続会社の総株主の議決権の90%（定款で加重可）以上を有する場合は、存続会社の株主総会で合併契約の承認を付議する必要はない（☆796条1項）。小問(1)の場合、P社は特別支配会社に該当し、Q社での株主総会での承認は不要である一方、P社では株主総会の特別決議が必要である。

(2) 次の場合には、略式合併は認められない。①消滅会社が種類株式発行会社でなく、公開会社である場合に、合併対価に譲渡制限株式等が含まれる場合（784条1項ただし書）、②存続会社が非公開会社であり、合併対価に存続会社の譲渡制限株式が含まれる場合（796条1項ただし書）である。①の場合は、消滅会社での承認は、特殊の決議によらなければならない（309条3項2号）。②は、非公開会社で株式の発行等を行う場合は、新たな株主の加入を慎重にするという配慮および持株比率の維持に対する配慮から、株主総会特別決議が必要であるところ（199条2項・309条2項5号）、吸収合併により、非公開会社である存続会社には、新たな株主が加入し、かつ、存続会社の株主の持株比率の変動が生じるため、吸収合併においても株主総会の特別決議を省略することができないとするものである（森本編・前掲233頁〔柴田〕）。小問(2)の場合、上記①に該当するため、消滅会社Q社の株主総会での承認は、特殊の決議によらなければならない。

8 簡易合併（問8）

(1) 消滅会社株主に交付する合併対価が、存続会社の純資産額の20%以下（定款で引下げ可）の場合、存続会社の株主総会の承認は不要である（796条2項〔簡易合併〕）。こうした合併は存続会社の株主の利害に及ぼす影響は少ないと判断されうるためである。小問(1)では、合併対価15億円はP社の純資産額の20%以下であるため、P社での株主総会の承認は不要である（Q社の株主総会の承認が必要なのはいうまでもない）。

(2)・(3) ただし、①合併差損が出る場合、②存続会社が非公開会社であり、かつ合併対価として存続会社の発行する譲渡制限株式を交付する場合は、**存続会社の株主総会決議を省略できない**（796条2項ただし書・同条1項ただし書）。①の場合は、株主に判断させる必要が大きいと考えられるためである。②の場合は、非公開会社の株式発行は株主総会の特別決議を要するという原則（199条2項・309条2項5号）に則り、総会決議を省略できない。小問(2)は上記①、(3)は②にそれぞれ該当するため、P社での株主総会の承認は省略できない。

(4) 合併の通知・公告の日から2週間以内に、反対の意思を会社に通知した株主が総議決権の一定割合（会社則197条）に達する場合、つまり、**特別決議の成立を阻止する可能性があるほどの反対がある場合**（定款で特別決議の定足数を軽減していない場合は、総議決権の6分の1超、定款で特別決議の定足数を軽減している場合は、定款で定める数を超える株式を持つ株主の反対がある場合）には、効力発生日の前日までに、株主総会を開催しなければならない（796条3項）。

9 合併の差止め（問9）

次に掲げる場合のいずれかに該当し、これにより株主が不利益を受けるおそれがあるときは、**合併の差止めを請求することができる**（★784条の2・☆796条の2）。①当該吸収合併が法令または定款に違反するとき、②略式合併において、**合併の対価が著しく不当であるとき**。

このうち②が差止事由とされるのは、略式合併においては株主総会が開催されないために、対価の内容に不満がある場合でも株主総会で承認を阻止することができないからである。これに対して通常の手続による合併の場合、対価に不満があれば株主総会で合併契約の承認を否決すればよい。そのため、対価が不当であることは差止事由に該当しない。ただし、**特別利害関係人が関与すること**で合併契約が承認された場合には、831条1項3号による決議の取消しが可能であるから、これを根拠に法令違反を主張できると考えられる。なお簡易合併については、原則として差止めが認められていない（★784条の2ただし書・☆796条の2ただし書かっこ書）。

〔森 まどか〕

At the Peak——あるいは、あとがきに代えて

山登りの三段階になぞらえて会社法のトレーニングをしてきたが、登りきることができただろうか。

途中で挫折した人へ。私もそうだった。何度も間違え、ゼミで叩かれ、赤っ恥もかいてきた。それでも何度もトレーニングし、こんな偉そうなあとがきを書くに至ったのである。繰り返してトライしてほしい。わからなかったら解説を読んでもいいけど、それで終わりにせず、もう一度自分で解くこと。解説を読んでもわからないことがあれば、教員に聞いてみるといい。いい教員なら答えてくれる（答えない教員はただの教員だ）。そのとき「自分はこう考えたのですが」と自分なりの答えを用意すると、相手もノッてくれることが多い。

登りきった人へ。まずはお疲れさま。中級を登りきったなら「この制度の条文は何条？」という質問に六法を引いて答えることができ、典型的な事例や著名な判例に似た事例では条文を示して事実当てはめ、結論を出すことができるはずである。上級もこなした猛者なら、もう少し複雑な事例についても同じ作業ができるはずだ（なお、上級の解説については、このあとがきの後のお知らせを参照）。

ただ、本書はほんの入口である。学部試験でいい成績がほしい、あるいは法科大学院入試や司法試験予備試験、司法試験合格を目指しているというのであれば、受験勉強の時と同様、たくさんトレーニングを積んだほうがいい。

そこで、本書の次の山となりそうな問題集をいくつか提示しておこう。

①初級～中級（一部上級）に相当する問題集

前田雅弘＝洲崎博史＝北村雅史『会社法事例演習教材〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

もともとは京都大学法科大学院で教材として用いるために作成されたもの。設例について、ソクラティック・メソッドを意識した細かい小問が付されており、知識の再確認に役立つ。また、設例とは別に演習問題もあり、問題数としてはかなり充実。ただし、設例に解答例は付されておらず（ヒントのみ）、演習問題の解説もあっさり目なので、グループ学習向きかもしれない。独習に用いるときも、よい先達がいたほうがいい。なお、巷には「解答」なるものが出回っているようだが、前に見たものには

誤りもあったので、要注意。

②本書の初級のうち難しいもの～中級（一部上級）に相当する問題集

- i) 黒沼悦郎編著『Law Practice 商法〔第3版〕』（商事法務，2017年）
- ii) 中村信男＝受川環大編『ロースクール演習会社法〔第4版〕』（法学書院，2015年）
- iii) 小林量＝北村雅史編著『事例研究会社法』（日本評論社，2016年）

いずれも、判例をベースにした事例問題を多く収録している。i) は会社法以外の商法分野の問題もカバーしている。i) より ii) や iii) のほうがほんの少し難度が高い。また、iii) は事例問題が ii) よりも長文であり、解説も充実している。

③本書の上級，あるいはそれ以上

伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』（有斐閣，2015年）

なんでこれが法学教室の連載なのか、と思うくらい手ごわい問題が多い。本書はもともとこの問題集への架橋を目的に企画された、という面があるくらい。この問題集をすらすら解けるなら、司法試験もこわくない（かもしれない）。

さて、本書の執筆もまるで山登りのようであった。2012年5月に名古屋の某鳥鍋屋に集まって（喫茶『マウンテン』に、ではない。決して。）本書の構想を練り始めて以来、名古屋で神戸で大阪で、何度も何度も会合を重ねた。しかし会合での議論は脱線ばかりであった。とりわけ、執筆陣中唯一の良心である森さんが産休に入ってから、残りの3人が暴走させる議論を困惑しながら眺める編集者、という構図がお決まりになってしまった。「初級・中級・上級」の名称を決める話し合いでは3人の毒吐きっぷりが遺憾なく発揮され、編集者を呆れさせてしまった（もちろん全部ボツ）。そして原稿をまとめる段は胸突き八丁、青息吐息。

こんな我々にもかかわらず本書がこうして形になったのは、とすれば脇道・隘路に入り込む我々をそのつど本道に引き戻し、絶妙のタイミングで「先生、お原稿は……」という励まし(?)をくださった有斐閣書籍編集部の藤本依子さん、吉田小百合さん、中野亜樹さんという名ガイドたちのおかげである。とりわけ藤本さんは、企画当初から最後までお付き合いくださり、名ガイドぶりを遺憾なく発揮してくださった。ここに記して御礼を申し上げる。

また、炭谷祐司くん、木村健登くん、熊代拓馬くん、安曇大智くん、津田耕平くん（以上神戸大学学生（当時））、小西総一郎くん（大阪大学学生（当時））。なおいずれも順不同）の各氏には、草稿段階でモニターとして問題を解いていただき、有益かつ鋭いコメントを多数いただいた。これまた御礼を申し上げる。

くどいようだが最後に一言。会社法に限らず、実定法は「1に条文，2に条文，3・4がなくて5に条文」である。判例だって，つまるところは条文の解釈をしているのだ。六法を開け。条文を引け。目の前の作業が条文のどの文言の解釈なのかを意識しろ。解釈は制度趣旨を意識して行え。条文とその解釈から構成した規範に事実を当てはめろ。本書はこれを叩き込むために作ったつもりである。もう一度，意識してみてほしい。

2018年2月

執筆者を代表して，待兼山にて
久保大作

【お知らせ】

紙幅の都合により，上級問題の解説を本書に載せることができませんでした。そこで，編集部のみなさんとも相談した結果，ウェブ・サポートの形により解説を提供することとなりました。詳細については，有斐閣ホームページにて告知する予定です。

ひとりで学ぶ会社法



2018年4月20日 初版第1刷発行

著者	久保大 森まどか 榊素寛 松中学
発行者	江草貞治
発行所	株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1314 (編集)
(03) 3265-6811 (営業)
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2018, Daisaku Kubo, Madoka Mori, Motohiro Sakaki,
Manabu Matsunaka. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13781-3

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。